

2015年10月

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

### 1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

- ① 介護保険料を一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

(回答)

介護保険法に基づき一般会計からの繰り入れを行っています。また、第6期介護保険料は基金の取り崩しにより保険料の軽減を行っています。保険料の段階は国の基準より多い14段階とし、応能負担を強めています。

- ② 介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

介護保険料については、条例に基づき老齢福祉年金受給者や災害等による減免を行っています。利用料については、国の負担軽減策や社会福祉法人等による利用者負担額の軽減を行っています。

- ③ 補足給付の申請手続きの見直しで介護保険施設入所者が利用できなくなることはやめてください。資産の確認など必要以上にプライバシーを侵害しないでください。

(回答)

補足給付の申請手続きについては、国の基準に基づき適切に実施しています。

### (2)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

(回答)

愛知県内でも津島市は施設整備が充実しています。介護サービスの充実を図るため、小規模多機能型居宅介護1か所、認知症対応型共同生活介護4か所を実施しています。

- ② 域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

(回答)

地域包括支援センターについては、人口規模から市内3か所が適切と考えています。また、地域支援事業との連携を考え、医療法人・社会福祉法人への委託が望ましいと考えています。しかし、高齢者の増加に伴い、地域包括支援センターの増員、増設を検討する必要はありません。

③サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の額以上の単価を保障し、サービスに見合ったものとしてください。

(回答)

国が定める単価を勘案して決定したいと考えています。

④介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

(回答)

平成 27 年度介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算の充実とサービス提供体制強化加算の拡大が図られています。研修については、市内の居宅介護支援事業所のケアマネージャーが中心となって協議会を設け、勉強会や意見交換会が定期的開催されており、津島市も協力しています。

### (3)総合事業について

#### ①総合事業移行にあたっての考え方

★ア. 総合事業への移行にあたっては、現在、介護予防訪問と介護予防通所介護を利用している要支援者の実態を十分に把握し、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

(回答)

利用者の意向を尊重したうえで、総合事業の趣旨に沿って適切な対応をしていきたいと考えています。

★イ. 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

(回答)

総合事業の趣旨に沿って適切な対応をしていきたいと考えています。

ウ. サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障してください。住民ボランティア等への移行を押し付けるような指導を行わないようにしてください。

(回答)

利用者の意向を尊重したうえで、総合事業の趣旨に沿って適切な対応をしていきたいと考えています。

エ. 総合事業への移行に当たっては、介護予防訪問と介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るといった基本方向を堅持してください。

(回答)

利用者の意向を尊重したうえで、総合事業の趣旨に沿って適切な対応をしていきたいと考えています。

## ②介護保険利用の際の手続き

★ア. 介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

(回答)

利用者の意向を尊重したうえで、総合事業の趣旨に沿って適切な対応をしていきたいと考えています。

イ. ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

(回答)

国が定める単価を勘案して決定したいと考えています。

## ③総事業費の確保と必要な補助(助成)

ア. サービスの提供に必要な総事業費を確保してください。地域支援事業の「上限」を理由に、利用者の現行相当サービスの利用を抑制しないで下さい。国または自治体の財政支援を行ってください。

(回答)

利用者の意向を尊重したうえで、総合事業の趣旨に沿って適切な対応をしていきたいと考えています。

イ. 住民の「助け合い」については、現行サービス利用を前提に、さらに地域の支えあいや地域づくりを促進するものとして位置付けてください。「助け合い」活動にかかわる住民・各団体の要望を尊重し、必要な施設・設備の提供や、必要な経費の補助(助成)を行ってください。

(回答)

総合事業の趣旨に沿って適切な対応をしていきたいと考えています。

## (4)高齢者福祉施策等の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(回答)

ひとり暮らし登録事業、配食サービス事業、救急キットの配布事業、緊急通報システム事業など高齢者見守り関連サービスを実施しています。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

(回答)

介護認定保持者の方へのヘルパーによる買い物同行サービス等の実施及び障がい者の方等へのタクシー料金の助成を行っているほか、障がい福祉サービスにて外出の支援を行っています。また、低床の巡回バス2台により市内4コースを運行し、利用者の活動支援を行っています。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

(回答)

閉じこもりや認知症の予防のために、高齢者ふれあいサロン事業を実施しています。より多くの高齢者が気軽に参加できるように会場を増やす計画を検討しています。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

(回答)

津島市の公営住宅整備の予定は現時点では未定です。参考に市内における公営住宅ですが、県営愛宕住宅(2棟:計91戸)はバリアフリー対応で整備され供給されています。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

(回答)

配食サービスについては、平成20年10月に自己負担額を見直し、負担額を軽減しました。また、週5回の配食を6回に拡充しました。平成21年度からは食を中心としたアセスメントを実施し、自立支援を行っています。

③ 宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

(回答)

住宅改修費、福祉用具購入費については、受領委任払い制度を実施しています。

## ★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

(回答)

障がい者控除発行要領に基づき、ほぼ全ての要介護認定1以上の方を障がい者控除の対象にしています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

(回答)

障がい者控除の対象となる方全員に障がい者控除対象者認定申請書を送付しています。

## 2. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答)

生活保護法に基づき適正実施を行っております。申請意思のある方においては、即日申請書を受理しております。

- ② 扶養義務者への通知や報告の求めについては、国会の政府答弁や政令等で示されているように、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにも関わらず扶養を履行していないと認められる場合に限られることを徹底してください。

(回答)

法令に基づいて適正に事務処理を行ってまいります。

- ③国による生活保護費の引き下げに対して、就学援助や地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免など、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起らないよう措置を講じてください。

(回答)

生活保護費については、国は他の制度にできる限り影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方としています。他の施策において影響が及ばないよう、各自治体の関係するところにおいて個別に適切に判断・対応するよう国は通知しています。

- ★④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。

(回答)

計画的に職員採用を行うとともに、社会情勢の変化など複雑・多様化する市民のニーズに対応するため、適材適所の配置に努め、専門研修等を通じて人材育成に取り組んで参ります。

- ⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

(回答)

警察官OBは、交通安全や防犯の啓発や市民からの相談、また行政への暴力等に対応するために配置しており、市の交通防犯等及び行政の円滑な実施に重要な役割を果たしております。また、所属は地域安全を所管する部署であり、必要最低限の人数にとどめております。

⑥生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

(回答)

生活困窮者自立相談支援事業については、現在、社会福祉協議会へ委託しております。生活保護ケースワーカー経験者で相談業務を行っており、関係機関との連携をしております。

★⑦基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置について具体的な事例を記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付して周知し、不当な減額や転居が起らないようにしてください。当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨は厳に慎んでください。

(回答)

基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、対象世帯に通知文書を作成し、担当ケースワーカーが直接制度の説明を行いました。その為、例外措置の適用や転居指導の適用など、被保護者に理解を得て対応しております。

★⑧冬季加算については、できる限り生活保護利用者の健康状態等に影響を与えないよう、次の諸点を周知徹底してください。

ア. 重度障害者加算を算定している人や要介護度が3以上または傷病・障害等による療養のための外出が著しく困難であり常時在宅をせざるを得ないなど、平成27年5月14日付保護課長通知が定める1.3倍基準を設定できる場合を具体的に記載したお知らせ文書を全生活保護利用世帯に送付して周知してください。

(回答)

被保護者宅への訪問により、住環境等を把握すると共に、冬季加算の説明を行います。

イ. 上記の例外措置を柔軟に適用し、最大限活用することで、支給される冬季加算の減額を回避してください。

(回答)

被保護者宅への訪問や医療機関の意見に基づき、個々の状況に合わせ、特別基準の認定を行っていきます。

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応等

①徴税は自治体の業務であることをふまえて、愛知県地方税滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

(回答)

資力があるにもかかわらず、納付催告に応じない方や、約束した分割納付を守っていただけないような方等については、滞納整理機構に移管してまいります。

★②税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

(回答)

差押や納税の猶予等につきましては、今後も法令を遵守してまいります。また、これまでどおり分割納付にも応じるとともに、納税折衝の中で減免等に該当することが判明した際には、必要な手続きをご案内してまいります。

#### 4. 国保の改善について

★①国の財政支援を抜本的に増額することを求めるとともに、国保財政を安定化し、保険料の大幅引き下げを実現してください。

(回答)

国は低所得者の加入や、加入者の高齢化により、国保の財政基盤を安定化させるため、財政支援を拡充し広域化を進めています。現状においては、保険税を引き下げする予定はありません。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答)

津島市独自に低所得者減免を実施しており、これ以上の拡充の予定はありません。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(回答)

子どもの均等割の減免については、国が制度化し、全国統一的に実施されるべきものであると考えております。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とまらないようにしてください。

(回答)

アで回答

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)

保険税の減免等については前年所得から本年所得が3分の1以上減少の世帯を対象としています。所得減少による減免要件の拡大予定はありません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては「保険証は1年以上」とし、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答)

資格証明書の発行は、国や県の指導を受けて要綱に基づいて実施しています。短期保険証についても、発行に際しては本人との面談を前提にしており、十分に実態を把握して対応しております。また、保険税が未納となっている加入者には、電話での対話や面談を行い、その生活実態を慎重に調査し、徴収や差し押さえを行っています。なお、相談がなく納税していない世帯の18歳(年度末)までの方には短期保険証を交付しております。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。「給付と滞納は別」であることから、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

(回答)

アで回答

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

(回答)

アで回答

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答)

アで回答

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答)

一部負担金の減免制度は、平成20年4月から始まり、平成22年7月より生活保護基準額の1.4倍以内の方を対象とするように拡大しました。それ以上の拡大は、現在予定しておりません。また、この制度の周知については、広報にて全戸を対象に実施しております。



## 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答)

県の助成基準に準じて対応してまいります。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)

現物給付について、平成26年8月より小学校3年生まで拡大しており、また、18歳までの世帯で経済的に支援が必要な家庭への助成をしています。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

(回答)

平成27年8月から、精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者の医療費助成の対象を全疾病に拡大しました。

④国に対して、福祉医療助成に対する国保の国庫負担削減をやめるよう強く要請するとともに、当面は一般会計繰り入れで補てんしてください。

(回答)

国に対して、国保の国庫負担金の減額措置の見直しについて要望していきます。また、平成27年度は福祉医療波及分を一般会計から繰り入れています。

## 6. 子育て支援などについて

★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯に対する生活支援施策の具体化を行ってください。

(回答)

ひとり親世帯に対する生活支援として、国制度の児童扶養手当、県・市の制度の遺児手当の支給、母子生活支援施設への入所や児童養護施設等の短期利用、日常生活支援事業、母子・子自立支援員による就労支援等を実施しています。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

(回答)

就学援助制度について、受給基準は、生活保護基準の1.0倍です。市のホームページ、広報において制度の周知を行っています。平成26年度から一部支給額の拡充を実施しました。

★③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもをなくしてください。

(回答)

学校給食法第11条に基づき保護者に負担していただいております。給食費の無料化は考えていません。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

(回答)

子ども・子育て支援法第1条に基づき、すべての子どもが健やかに成長できるよう努めます。また、施設形態によって内容に違いはありますが、市の条例等に基づいて適切な教育・保育が受けられるようにしてまいります。

⑤児童虐待や“いじめ”の早期発見に努め、重大事故とならないよう、情報公開を行い、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

(回答)

日頃から児童生徒とふれあう時間を大切に、異変に気付くように努め、欠席の場合は電話連絡・家庭訪問等を実施しています。スクールカウンセラーは4中学校に4人、8小学校に2人配置し、さらに必要に応じて2人を配置できる体制を整えています。

⑥「新婚・子育て・ひとり親」世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

(回答)

出生児の保護者に子育て支援サービスに使用できる子育て応援券の配付や未婚のひとり親に対するみなし寡婦の適用等を実施しています。

⑦妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

(回答)

妊産婦の無料健診につきましては、国の指針に基づき、14回の助成を行っております。国の指針、また、県、各市の状況等の動向を見守りたいと考えております。

## 7. 障害者・児施策の拡充について

①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できるよう、希望する障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(回答)

適切なサービスの提供に努めてまいります。

②移動支援を、障害者・児が必要とする通学・通所に利用できるようにしてください。

(回答)

利用者と相談の上、必要な場合は利用いただいています。

③ 害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にしてください。

(回答)

国の基準に従い、住民税非課税世帯の利用料無料化を実施しております。課税世帯に対する無料化については、国の動向を見守っていきたいと考えています。

④ 害児者へのインフルエンザ予防接種費用の補助制度を設けてください。

(回答)

国の動向を見守っていきたいと考えております。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア. 65歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

(回答)

対応について検討していきたいと考えております。

イ. 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービスの打ち切りをおこなわないでください。

(回答)

介護保険では対応できない部分について障がい福祉サービスを提供しています。

⑥院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

(回答)

福祉サービスにおける院内の介助については、通常病院スタッフにより提供されるものとされており。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

(回答)

今後、県と連携し、国への要望を検討します。

## 8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

(回答)

市独自の一部公費助成については、現在考えておりません。平成 27 年4月1日以降に生まれた児童に対しては、つしま子育て応援券を交付していますので、その券を使って任意予防接種を受けることができます。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

(回答)

高齢者の肺炎球菌ワクチンについては、平成 26 年 10 月から定期予防接種化されたことに伴い、平成 27 年3月末をもって任意予防接種の助成を廃止しています。接種忘れ等のないよう、定期予防接種を受けられる年度に個別勧奨を行ってまいります。なお、市独自の助成については、現在考えておりません。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

(回答)

県の補助事業により実施してまいります。対象者の拡大、補助額の上乗せは、現在考えておりません。

**【2】国および愛知県、愛知県後期高齢者医療広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

### 1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税を中止してください。

(回答)

消費税増税については、増大する社会保障費を確保するための財源として、やむを得ない国の政策判断の一つであるという側面も踏まえ、今しばらくは、社会情勢や国の動向を見守っていきたいと考えております。

②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。

(回答)

年金の改定は物価変動を考慮して調整されるもので、消費者物価指数も上昇傾向にあることから、今しばらくは、社会情勢や国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ③ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。介護報酬を再改定し、事業所閉鎖などサービス提供の低下を防ぐとともに、介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

(回答)

国の動向や当市の介護保険財政の状況を見ながら、必要な時期に意見書・要望書を提出したいと考えています。なお、介護報酬については、平成 27 年度において介護職員処遇改善加算の充実とサービス提供体制強化加算の拡大が図られています。

- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。

(回答)

子ども医療費の負担軽減や国民健康保険の国庫負担金の削減について要望しております。

- ⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。

(回答)

愛知県後期高齢者医療広域連合から、機会あるごとに国に対して要望しております。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)

地域格差をなくすよう現行制度の拡充を要望しております。

- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

(回答)

市といたしましては、平成 27 年8月から精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者の補助対象を全疾病に拡大いたしました。今後、他市町村と情報交換しつつ検討してまいります。

- ③後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答)

県の制度に準じており、今後、他市町村と情報交換しつつ検討してまいります。

### (2) 県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために

- ①市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

(回答)

意見書・要望書の提出は、今後、他市町村と情報交換しつつ検討してまいります。

- ②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないでください。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにしてください。

(回答)

現在、地域医療構想の策定について議論している会議において、発言をしてみたいと考えております。

### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ① 低所得者に対し、独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。

(回答)

愛知県後期高齢者医療広域連合は、全国一律の措置として、国の軽減制度の中で行うべきものであり、独自の軽減措置は考えていないことを明確にしております。

- ② 一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯も対象としてください。

(回答)

愛知県後期高齢者医療広域連合は、法令等に基づき、減額・免除・徴収猶予の措置を行っており、独自の減免措置については考えていないことを明確にしております。

- ③ 後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。

(回答)

市において、年2回申請勧奨を行っております。

以上